

熊本県農業改良資金転貸融資事務円滑化助成費補助金交付要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、熊本県農業改良資金貸付要項第5の1及び第6の1の規定に基づく農業改良資金（以下「転貸資金」という。）の融資の円滑化を図り、転貸資金の取扱いを行う民間金融機関（以下「融資機関」という。）の経費等の負担を軽減するため、融資機関が行う資金融資事務に対し、予算の範囲内において農業改良資金転貸融資事務円滑化助成費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、融資機関の転貸資金に係る償還事務経費とし、融資機関が当該年の1月1日から12月31日までに県に償還した償還元金の累計額の0.405パーセントに相当する額とする。

(補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。
2 申請書の提出期限は、毎年1月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合において、審査のうえ適当と認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、申請者に対し農業改良資金転貸融資事務円滑化助成費補助金交付決定通知書（様式第2号）を送付するものとする。

(変更の承認)

第5条 この要項により、知事に提出した書類の内容を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受け、その指示に従わなければならない。

(補助金の交付請求)

第6条 規則第16条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第3号による。

(補助金交付の取消し等)

第7条 知事は、補助金の交付の決定を受けた融資機関が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。その場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を、期限を定めて命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。

(加算金及び延滞金)

第8条 前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を

納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- 2 融資機関は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- 3 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。

(証拠書類の保管)

第9条 規則第23条に規定する別に定める期間は、原則として年度経過後5年間とする。

附 則

この要項は、平成17年3月30日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年3月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年10月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年1月27日から施行する。